

令和6年12月26日開会

第773回むつ市教育委員会会議

議案等関係書類

< 事務局からの報告事項 >

報告第1号 むつ市議会第262回定例会報告（総務課）

< その他 >

むつ市議会第262回定例会報告

会期：11月25日（月）～12月19日（木）

1. 一般質問 12月4日（水）～6日（金）

質問者 7番 住吉年広 議員

質問事項：2. 教育行政について

(1) GIGAスクール端末更新について

質問の要点：① 今後のタブレットの更新計画について

② 更新後の旧端末の処分について

【答弁概略】

2. 教育行政について

① 今後のタブレットの更新計画について

一般的にタブレットの耐用年数は4年とされており、令和2年度に導入した約2,800台のタブレットが令和7年度以降の更新が必要となると考えております。青森県では青森県GIGAスクール推進協議会を設立し、県内市町村の更新計画を取りまとめ共同調達を行っていることから、この更新計画にのっとり計画的に更新を進めてまいります。

② 更新後の旧端末の処分について

小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ処理を依頼し、個人情報漏洩等が無いよう確実なデータの消去及び廃棄を実施してまいります。

（再質問）旧端末にデータ等は残らないか。

基本的にデータはクラウド上に保管されることから、端末上に残るデータとしては、webサイトにアクセスした際のサイト履歴や入力したデータとブラウザのキャッシュファイルのみとなりますが、暗号化され簡単にアクセスできなくなっております。端末上に残った暗号化されたデータについても、管理コンソール上から端末の登録削除を行うと初期化が行われ、端末上の暗号化されたデータが全て消去されます。

（再質問）今後の廃棄スケジュールはどのようになっているか。

来年度以降、更新台数と同等の台数を順次廃棄してまいります。また廃棄に関しても端末交換後速やかに行う事としております。

（再質問）データはどの時点で消去されるか。また事業者の選定状況はどのようになっているか。

データ消去に関しましては、認定事業者が端末受け取り後、速やかに行う事となっております。事業者の選定につきましては、青森県における小型家電リサイクル法に基づく認定事業者が4社となっており、その中から選定することとなります。

質問者 6番 櫻田秀夫 議員

質問事項：2. 教育行政について

- (1) インクルーシブ教育の現状と課題について
- (2) 教育改革（午前5時間制）について

質問の要点：① 対応する教員の専門性について

- ② 教育現場での課題は何か
- ③ 教員の働き方改革のために、当市でどのように取り組んでいくか伺いたい。

【答弁概略】

2. 教育行政について

- ① 対応する教員の専門性について
- ② 教育現場での課題は何か

市内各小中学校におきましても、インクルーシブ教育の理念を基盤として、教育活動が展開されており、特別支援学級の児童生徒が必要な支援を受けながら通常学級で共に学習することが日常的に行われております。また、授業のユニバーサルデザイン化を取り入れ、全ての子どもが学びの充実感を得るための授業改善も進められております。多様性を認め合い、共に成長していこうという学級・学校集団の雰囲気醸成されておりますが、同じ空間で授業を受けるだけではなく、一人ひとりに適した指導が必要であり、教員の専門性を更に高めることが求められております。

また、スクールカウンセラー、スクールサポーター等を学校へ配置し、児童生徒への支援の充実を図っておりますが、人材の確保が難しいという課題もございます。

② 教員の働き方改革のために、当市でどのように取り組んでいくか伺いたい。

校務改善につきましては、週1日定時退勤日、長期休業中の学校休業日を設定し、教職員の勤務の軽減を図っております。また、校務改善ソフトの導入等も行っており、教職員の「勤務時間を超える在校等時間」は、確実に改善されております。

午前5時間制について、当市においては、学区外通学の家庭や遠方から通う教職員の負担、下校時刻が早まることによる放課後の子どもの居場所づくりが大きな課題になるものと考えております。市内一斉に導入することは考えておりませんが、先進的に取り組む全国の学校の動向を注視し、引き続き研究してまいります。

(再質問) 授業のユニバーサルデザイン化とは何か。

「学力の優劣や発達障がいの有無に関わらず、すべての子どもが楽しく学び合い『わかる・できる』ように、工夫・配慮された通常学級における授業」のことで、発達障がいの特性を有する子どもにとっては「なくては困る支援」、その他の周囲の子どもにとっては「あると便利な支援」になります。

(再質問) 課題改善に向けた取組（教員の専門性を高めること、人的確保）について

今年度は、特別支援教育に関する研修として、弘前大学教職大学院の教授をお招きし、「特別支援を必要とする児童生徒の理解と指導及び支援体制について」の講演を実施いたしました。また、県の総合学校教育センターにおいても、複数の専門的な講座が開催されております。

子どもの教育に関わる人的支援の確保につきましては、学校現場の負担軽減を目的に、スクールカウンセラーやスクールサポーターを配置しており、継続的に配置できるよう、毎年説明会を開催し、人材の確保に努めております。

(再質問) 学校における合理的配慮とは

学校における合理的配慮は、障がいのある児童生徒が他の子どもたちと平等に教育を受け、学校生活を送ることができるよう、必要な環境やサポートを整えることを目的としています。この配慮は、児童生徒の個々のニーズに応じて柔軟に提供され、教育の場における公平性を確保するために行われております。物理的な設備の変更にとどまらず、教育全体にわたる包括的なサポートを通じて、すべての児童生徒が平等に学び、成長する機会を提供するための重要な取組であると認識しております。

質問者 15番 井田茂樹 議員

質問事項：3. 「むつ☆かつ」などの中学校の部活動の地域移行について

(1) 活動場所や練習場所の確保の現状と今後の対策について

質問の要点：① 施設利用について、クラブ間の格差をなくし、こどもたちが公平に活動できるよう対応する必要があると考えるが、このことについての所見を伺う。

【答弁概略】

2. 「むつ☆かつ」などの中学校の部活動の地域移行について

① 施設利用について、クラブ間の格差をなくし、こどもたちが公平に活動できるよう対応する必要があると考えるが、このことについての所見を伺う。

まず、むつ☆かつの現状についてですが、文化クラブは下北文化会館を活動場所としており、川内・脇野沢地区の総合文化クラブだけは海と森ふれあい体験館で活動しております。スポーツクラブにつきましては、陸上競技及びソフトボールをむつ運動公園で、柔道、剣道及びサッカーを田名部中学校で、バドミントンを近川中学校、脇野沢中学校及びむつマエダアリーナで、水泳をスイミングアロ

ーズむつで活動しております。

また、来年度移行するクラブとして軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球及びスキーを予定しており、活動場所につきましては、むつ運動公園やむつマエダアリーナのほか、むつ地区の中学校を想定し、それぞれのクラブに加入する生徒数の見込みや、バスの移動効率等を勘案して検討しているところでもあります。

むつ☆かつ以外の中学生の一般クラブとの兼ね合いについてですが、むつ☆かつの平日の活動時間は17時から18時20分まで、一般クラブの活動は19時から始まるものが多いと伺っており、むつ☆かつとは活動場所が重なる状況にはなっていないものの、社会人のスポーツ活動との関係で、行政による活動場所の確保や調整について、御意見をいただいているところです。

施設の利用方法等は、それぞれの管理者が定めた規定に従うこととなりますが、市全体の地域クラブの状況を鑑みながら、むつ☆かつクラブで施設を独占することがないように活動場所を決定していくとともに、一般クラブからの御要望に添えるよう、可能な範囲での調整を図ってまいりたいと考えております。

(再質問) 学校施設のほか、老人憩の家福寿荘シルバーアリーナのような市内施設を中学校のクラブ活動で使用できるように開放する必要があると考えるが、このことについての所見を伺う。

現在、一般クラブにおいては、学校体育施設の開放事業を活用されていることが多いかと思われませんが、むつ市こどもの笑顔まんなか条例の理念のもと、中学生のクラブ活動の機会を確保できるよう、学校体育施設の活用方法を検討するとともに、その他の施設の活用につきましても、施設や安全性などを考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

質問者 11番 野中貴健 議員

質問事項：2. むつ市地域文化・スポーツクラブについて

- (1) 各クラブの指導者が集まったの意見交換の場は設けたか
- (2) 現況調査について
- (3) 現存の部活動に在籍している生徒が、来年度からのクラブ化に伴い活動が困難になっている状況をどのように考えているか

質問の要点：① 指導者の意見交換の場が実際に設けられているのかどうか、現状を伺う。

- ② むつ☆かつ参加生徒及び保護者を対象としたアンケートの集計結果について伺う。
- ③ 部員数の減少により、試合参加のみならず普段の練習も満足にできない環境にある部活動もある状況について、所感を伺う。

【答弁概略】

2. むつ市地域文化・スポーツクラブについて

① 指導者の意見交換の場が実際に設けられているのかどうか、現状を伺う。

指導者との意見交換は、各クラブごとに、担当職員やマネージャーを交えて年度の初め頃に活動方針等の共有をし、その後は必要に応じて実施しております。指導者とは同じ方向性でクラブ運営をしていくために、個別に面談をするケースもございますし、今後実施予定の指導者研修会においても意見交換会の実施を予定しているところであります。

(再質問) 意見交換の場で指導者からはどのような意見が挙げられているか。

スポーツ・文化いずれのクラブにおいても、「自分の好きなこと、得意なことをこどもたちに伝えられて楽しい」等、前向きな御意見が多く挙げられております。また、指導者のシフトの組み方等、各クラブの運営に対して建設的な意見が多く挙げられており、採用可能な御意見につきましては、直ちに運営に取り入れるよう努めております。一方、検討を要する御意見につきましては、教育委員会だけで判断できないケースもあるため、関係者との協議を行いながら、指導者にとっても活動しやすい環境を整えられるよう取り組んでおります。

(再質問) 指導者からの意見として、活動場所での避難訓練や避難経路の確認などのお願いがあったが、このことについての所感を伺う。

活動場所での避難訓練は実施してはおりませんが、各施設における避難経路等を含む緊急時対応については、担当職員及びクラブマネージャーで確認、情報共有をし、有事の際の対応について備えております。

(再質問) 指導者からの意見として、下北文化会館で行う家庭クラブの調理を伴う活動について、衛生面での指摘があったが、このことについての所感を伺う。

家庭クラブが下北文化会館で活動するにあたり、食品衛生法等に抵触しないか、むつ保健所へあらかじめ確認をしておりますが、許可申請や届出は必要ないが、衛生面に関する基本的な対策を講じるように、との回答を得ております。そのため、家庭クラブでの調理では、使用器具類や作業台等の洗浄及び消毒に十分注意し、清潔な環境が保たれるよう対策を講じているところであります。また、できるだけ手間のかからない食材や調理方法を選び、衛生面でのリスクを軽減するよう努めております。

② むつ☆かつ参加生徒及び保護者を対象としたアンケートの集計結果について伺う。

本年10月、むつ☆かつに加入している1年生から3年生の生徒及びその保護者を対象にアンケート調査を実施しており、生徒からの回答の一端を申し上げますと、「むつ☆かつは楽しいか」という質問に対して、「とても楽しい、楽しい」との回答が約88%となっているほか、「平日の活動時間」に関しては「ちょうどよい」が65.3%、「もっと長くしてほしい」が33.3%といった内容となっております。保護者からは、「こどもの活動の満足度」の質問に対して「とて

も満足、満足」との回答が78.5%となっているほか、「平日の活動時間」に関しては「ちょうど良い」が81.4%、「もっと長くして欲しい」が16.5%といった内容になっております。アンケート全体としては、概ね肯定的な内容の回答をいただいていると受け止めておりますが、課題も多々ございますので、要望にお応えできるようクラブ運営に努めてまいります。

(再質問) アンケートの結果、どのような意見があったか。

活動に参加している生徒から寄せられた御意見として、「他校の生徒との交流が楽しい」という肯定的なものがある一方で、「移動時間がかかる」などの御意見が挙げられております。また、保護者からは「移動に時間がかかる」「部活動のように礼儀を指導して欲しい」などの御意見をいただいております。いただいた御意見につきまして、例えば「移動時間の問題」に対しては、バスのルートを見直し、遠方からの移動時間を少しでも短縮できるよう努めております。「礼儀に関する指導」につきましては、指導者講習会等を通して周知してまいりたいと考えております。

(再質問) 屋外で活動するクラブの、冬期間の活動を心配する声もあるが、どのような対応を予定しているか。

冬期間におきましては、しもきた克雪ドームとむつマエダアリーナで活動しておりますが、空き状況によるため、場所の確保に苦慮しているところであります。来年度以降は、大人数のクラブが地域移行予定であることから、現在活用している施設に加えて、部活動がなくなって空きが発生した市内中学校の体育館等の施設活用を検討しているところであります。

③ 部員数の減少により、試合参加のみならず普段の練習も満足にできない環境にある部活動もある状況について、所感を伺う。

議員が御指摘のケースでは、今年度、一部のスポーツが学校部活動として行われている中で、同じ学校の仲間と部活動に励んでいる生徒にとって、来年度の地域移行が不安に受け止められているのではないかと考えております。来年度、新たに地域移行するスポーツでは、合同練習会を予定している競技団体もあり、そのような取組を中体連や競技団体の協力を得ながら実施していくことで、不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

(再質問) 救済措置として他校での練習を望む生徒がいるならば、認められるか。

これまでも学校間での配慮がなされており、平日は移動等があり難しくても、実際に土曜日は合同練習をしているという事例もございますので、まずは学校に御相談いただきたいと存じますし、我々に御相談いただければ学校間をつなげることは可能であります。

(再質問) むつ☆かつのクラブバスにて活動場所まで移動することは可能か。

現在運行しているクラブバスは、むつ☆かつ参加生徒の人数をもとに大きさを決め、遠方からの参加生徒にもできる限り配慮して運行経路と時間の設定を

しております。むつ☆かつ全体のクラブ運営に支障がなければ、バスを利用していただくことも可能かと考えられますが、まずは、バスの利用につきましては、個別に御相談いただきたいと存じます。

(再質問) むつ☆かつから独立して活動を行うクラブが出てきた場合、クラブバスへの乗車は可能か。

一般の方が立ち上げるクラブにつきましては、活動時間がむつ☆かつクラブの活動時間と合わないと認識しておりますので、利用は難しいものと考えられます。

質問者 9番 富岡直哉 議員

**質問事項：2. 大湊高校・むつ工業高校の統合に関する県立高校改革について
(2) 今後の市や検討委員会の対応について**

(再質問) 学校では、一般的にどのような進路指導をしているのか。また、統合校について、中学生や保護者等への説明（進路指導）はどのように進めていくか。

学校では、青森県教育委員会から出されているキャリア・パスポートを活用して小学校・中学校・高等学校をつないだ進路指導や、職場体験学習、こどもと保護者、そして学級担任による三者面談、進路希望調査などを計画的に実施する等、様々な進路指導を実施しております。また、統合校についての進路指導については、今後も情報収集に努め、生徒一人ひとりにあった適切な進路選択ができるよう努めてまいりたいと思います。

質問者 12番 佐藤広政 議員

質問事項：5. 教育行政について

(1) こども議会の実施について伺う

質問の要点：① むつ市こども議会の内容について、議場を使ってこどもたちが質問・提案し、それに市長はじめ各部局が答弁する形式で行うことはできないか。

【答弁概略】

5. 教育行政について

① むつ市こども議会の内容について、議場を使ってこどもたちが質問・提案し、それに市長はじめ各部局が答弁する形式で行うことはできないか。

議会傍聴体験や、小・中学生の代表者であるこども議員が、市長や理事者に対して市政についての質問や提言などを、市議会の御協力をいただき、議場をお借りして実際の議会に準じた流れで行う模擬議会のほか、今年度は、中学生が共通のテーマをもとに意見交流を行う「チームミーティング」等を実施してまいりました。来年度のこども議会につきましては、小学生による議会傍聴体験と、中学

生こども議員による模擬議会形式での実施を検討しております。

(再質問) 選ばれた生徒だけではなく、議会も来年度には映像発信の準備を整えているので、それを利用して生徒全体で体験していただく考えはないか。

実際の議会や中学生によるこども議会の様子を、ライブ配信で多くのこどもたちが視聴できるということは、単に市政について学ぶというだけでなく、自分たちを取り巻く様々な社会問題について自分事として捉えることにもつながります。したがって、来年度のこども議会の中でも、ライブ配信の効果的な活用を検討してまいります。

(再質問) こども議会を実施する上での課題は何か。

こども議会の実施にあたり、各学校ではこども議員への事前指導や発表資料の作成等、通常日課以外でも大変な御苦勞をいただいております。また、議場の借用など、多くの方々の協力が不可欠です。したがって、今後も、学校などが過度な負担とならないよう、内容を十分吟味してまいりたいと考えております。また、小・中学生の市政への関心を高めるには、こども議会で提案したことで、「何かが変わった」という参画意識の実感をもてることも大切です。

(再質問) 議場を使い、高校生そしてむつ市にある大学生にも広げて様々な意見を提案いただくことを考えてみてはどうかと思うが、市長の見解を伺う。

昨年度は市内高等教育機関2校の学生の皆様と対話事業である「FLAT」を実施しており、今年度におきましても今後実施予定であります。また、御意見をいただく手段として、議会形式で実施することは、その体験を通して政治・地方行政に関心と理解を深めていただくだけではなく、自分たちが暮らす地域の課題解決に主体性をもって取り組む意識の醸成も期待できると考えております。開催の方法といたしましては、青森県が実施している高校生が県議会議員に対して政策提案を行うもののほか、他市では高校生議員の質問・提案等に市議会議員がお答えする形もあるようです。開催に当たっては、議員の皆様と一緒に検討してまいりたいと考えております。

質問者 16番 浅利 竹二郎 議員

質問事項：2. デジタル教育について

- (1) デジタル教科書と紙の教科書について、現場ではどのように使用されているのか
- (2) 学校教育等の人格の形成期において、デジタル教育の使用による弊害について、どのように考えているか
- (3) 紙の教科書への回帰が論じられていることに対する所見は
- (4) 教師のリテラシーはどのように確保しているのか

質問の要点：① 学校の授業において、デジタル教科書と紙の教科書がどのように使用されているのか伺う。

- ② デジタル教育の推進により、思考力の低下等の弊害が起きてい

るのではないか。

- ③ デジタル教育の先進国において紙の教科書の再配布を進めているが、どのように考えているか伺う。
- ④ 教師のリテラシーに差があると思うが、リテラシーの確保はどのようにしているのか。

【答弁概略】

5. 教育行政について

- ① 学校の授業において、デジタル教科書と紙の教科書がどのように使用されているのか伺う。

児童生徒が使用するデジタル教科書の使用方法につきましては、文部科学省より「紙の教科書を基本としながら学びを充実させるためにデジタル教科書を併用する」という旨の通知が発出されており、市内の学校においても同様に、紙の教科書を基本としながら、一部デジタル教科書を併用して授業を行っております。

- ② デジタル教育の推進により、思考力の低下等の弊害が起きているのではないか。

議員御指摘のように、デジタル機器の使用による読解力や漢字などの文字を書く能力の低下が懸念されているとの報道は把握しておりますが、先ほど述べましたように、当市の小・中学校ではデジタル機器及び教材を紙などのアナログ教材と併用して効果的に使用しており、小・中学生の94%の児童生徒が「タブレット端末などのICT機器が学習に役立っている」とのアンケート結果からも当市のデジタル教育は、学習の理解に役立っていると考えております。

- ③ デジタル教育の先進国において紙の教科書の再配布を進めているが、どのように考えているか伺う。

デジタル機器及び教材は学習方法、学習ツールの一つであり、授業を充実させるために目的を考えて適切かつ効果的に使用することが重要であると考えており、そのことを学校訪問などの際に各学校に伝え実践いただいております。今後も、デジタル教科書に依存するのではなく、現行どおり、紙の教科書を基本とし、デジタル教科書を効果的に併用することで、全ての児童生徒の学びを保障し、可能性を最大限伸ばさせてまいりたいと考えております。

- ④ 教師のリテラシーに差があると思うが、リテラシーの確保はどのようにしているのか。

教職員を対象とした研修会を開催し、デジタル機器の使用方法などのスキルアップを図っております。また、学校では児童生徒や保護者を対象とした情報モラル教室を開催し、知識や指導方法を向上させる機会を設定しております。

(再質問) 教育の原点は、寺子屋の読み書き・ソロバンにあると確信するものであるが、教育長のお考えを伺う。

議員の御意見と全く同感でございます。加えて、子どもたちはその時代に求

められる力を身に付ける必要があります、デジタル機器を活用する力も身に付けさせなければなりません。また、ICT活用により、より高い次元で個別最適化された学び、主体的な学びが実現できるものと考えております。

(再質問) 本物の紙の本を読むことを毎日の習慣とし、読書の文化を確立することが教育の基本だとし、寺子屋の素読などは、まさにその先鞭であったわけであるが、教育の現状に照らしどのように考えるか。

現時点での学校教育の状況から、3Rと申しまして、読む、書く、計算することの重要性が広く共通理解されております。しかしながら、その重要性を認めることとデジタル教育を一律に禁止することは、必ずしもイコールではないと考えております。未就学児であっても、すでに保護者の携帯電話を使い、様々な情報を得ているという状況があります。その状況にいる子どもたちに、得られた情報の真贋に関して別の情報を調べてみる力、他者がどう捉えるのか考えるといった対人関係の中で身に付ける力を、この時代であればオンラインでも身に付けさせることができると考えております。そのため、デジタル教育を一律に禁止するのではなく、3Rの重要性を認識したうえで活用できるものは活用して、正しいあり方について共に学んでいければ子どもたちにとって一番よりよい教育環境が整うのではないかと考えております。

(再質問) 全国学力テストで評価を競っているが、デジタル教科書と紙教科書の差異に関する影響評価等は問題提起されているか。

全国学力・学習状況調査の結果において、デジタル教科書と紙の教科書の差異については、特に問題提起はされていないと承知しております。

質問者 1番 高橋 征志 議員

質問事項：1. 学校図書について

- (1) 学校図書館図書標準の達成状況について
- (2) 学校図書の購入予算について
- (3) 保護者から徴収した私費で学校図書を購入していることに対する認識について

質問の要点：① 文部科学省令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」において学校図書館図書標準を100%達成した学校はどこか（小学校2校、中学校4校）

- ② 図書標準を満たしておらず、蔵書不足である現状をどう考えているか
- ③ 各小中学校に配分されている図書購入費の予算の積算根拠は
- ④ 一部の学校が「図書費」として保護者から徴収した私費で学校図書を購入している現状について、どう認識しているか
- ⑤ 図書費の徴収は廃止すべきと考えるが、学校への指導等の対応を含め教育委員会としてどう考えるか

【答弁概略】

1. 学校図書について

① 文部科学省令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」において学校図書館図書標準を100%達成した学校はどこか（小学校2校、中学校4校）

文部科学省が定めている学校図書館図書標準とは、学校の種別毎に学級数に応じ蔵書冊数を定めたものとなりますが、学校図書館図書標準100%を達成した市内の学校は、小学校では、奥内小学校及び正津川小学校の2校、中学校では、大湊中学校、川内中学校、大畑中学校及び脇野沢中学校の4校となっております。

② 図書標準を満たしておらず、蔵書不足である現状をどう考えているか

学校図書館図書標準を満たしておらず、蔵書冊数が不足している現状につきましては、年度毎の予算の平準化を図り予算を配分することで、各学校において計画的な図書購入に努めていただいております。蔵書数不足は徐々に改善されているものと認識しております。今後も必要な予算の確保に努め、学校図書の充実を図ってまいります。

（再質問）学校側から「蔵書数が少ない」や「本の更新が満足に行えない」などの声はないのか

確かに図書標準は全校100%に達してはおりませんが、学校平均では85.5%あり、学校図書館の蔵書冊数や購入予算について、特に御意見をいただいております。

（再質問）蔵書数の不足は児童生徒の学習に影響はないのか（小学校における図書標準達成率 むつ市15.4%、山形市88.9%、会津若松市94.7%、東京都平均81.3%）

学校図書館図書標準100%を達成率は小学校15.4%、中学校は44.4%であります。平均保有率は85.5%となっており、100%を満たしていないからと言ってただちに児童生徒へ影響があるものではないと考えており、それにより学校からの声がないものと思っております。出来る限り児童生徒が見たいと言う本を読むことが出来るよう、これからも計画的に本の蔵書をして参りたいと考えております。

③ 各小中学校に配分されている図書購入費の予算の積算根拠は

図書購入費の積算に当たっては、各学校の学校図書館図書標準の達成率に応じて予算を按分することで、蔵書冊数が少ない学校に配慮した予算配分に努めております。

④ 一部の学校が「図書費」として保護者から徴収した私費で学校図書を購入している現状について、どう認識しているか

⑤ 図書費の徴収は廃止すべきと考えるが、学校への指導等の対応を含め教育委員会としてどう考えるか

学校図書館へ配備する図書につきましては、公費で購入すべきものであり、教

育委員会といたしましては、年度毎の予算の平準化を図りながら、将来的に学校図書館図書標準を満たせるよう、計画的な予算の確保に努めております。これにより、令和5年度における市内小中学校の学校図書館図書標準の平均は85.5%でありその割合は徐々に改善されてきております。

一方で、学校徴収金において私費として図書費を設定している学校につきましては、児童生徒にとって、より充実した学校図書環境を実現するため、保護者への説明と理解のもとで図書が購入されているものと認識しており、自主性が重んじられる学校運営に保護者が参画する取組として尊重すべきであると考えております。

質問者 14番 中村正志 議員

質問事項：2. 教育行政について

- (1) 英語教育の中1ギャップについて
- (2) 不登校支援について

質問の要点：① むつ市として、英語教育の中1ギャップについて現状をどのように認識しているのか、また、原因・要因をどのように分析し、課題解決に取り組んでいるのか伺いたい
② 不登校の現状と当市で行っている不登校支援や取組について伺いたい。

【答弁概略】

2. 教育行政について

① むつ市として、英語教育の中1ギャップについて現状をどのように認識しているのか、また、原因・要因をどのように分析し、課題解決に取り組んでいるのか伺いたい

以前の中学入学後最初の英語の試験問題はアルファベットを正しく書く等の内容が中心であり、高得点者が多かったものの、現在は英語学習3年目の内容が出題され、必然的に平均点も低下いたしております。また、中学校では高校入試等を見据え、標準化されたテストを各校で作成しており、小学校に比べ分布も広がる傾向にあります。したがって、これらをもって直ちに個々の習熟度に大きな差異があるとは考えておりません。しかしながら、中学校では学習する単語が増え、表現も複雑になることから、難しくなったと感じる生徒が増えてくることも懸念されます。こうした課題に対応するため、現在、中学校区の小・中学校教員で情報交換や協議を行う機会をもつこと、英語学習に対する意欲の向上に向け、5名の外国語指導助手（ALT）を小学校中心に配置すること、むつ市特別非常勤講師として小学校に英語専科教員を派遣することなど、導入期の教育環境の整備に努めております。他にも、外国語学習の小中接続を見据えて小学5・6年生を対象に「Enjoy English」というALTと英語のみでゲーム等を楽しむ事業を実施しております。また、市内児童生徒が使用しているAIドリルを授業や家庭において取り組み、個別最適な学びへとつなげられるようにしております。教育委員会としましては、むつ市内の児童生徒が今後も「英語の勉強が好きだ」と思える

よう、一層授業の充実を図ってまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

(再質問) ギャップを埋めるために、小学校のうちにやっておくことは何か。また、中学校でやるべきことは何か。

「読むこと」「書くこと」に関しては小学5・6年生で触れることとなっております。今後もその学習内容を履修、習得させることに注力していきたいと考えております。また、小・中学校教員間で情報共有をするなど、指導者による差が生じないように努めております。そして、公教育として全児童生徒が授業で学び、学習内容を身に付けていけるよう授業を構築しております。今後も子どもたちの力を等しく高めていきたいと考えております。学習指導要領の目標では、小・中学校共通してコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、小学校ではコミュニケーションを図る素地や基礎となる資質・能力を育成し、中学校ではより具体化したコミュニケーション能力の基礎を養うこととなっております。むつ市では小学校への特別非常勤講師としての英語専科教員の配置や、中学校での4技能の育成を目指した活動など、充実した活動がされておりますので引き続き支援していきたいと考えております。また、小・中学校間の接続として、中学校から小学校の卒業生に授業に関する資料を配付し入学後に確認するなど、力を揃えてスタートさせようという取組をしている事例もありますので、このような情報を全学区に発信するなどして対応を続けていきたいと考えております。

② 不登校の現状と当市で行っている不登校支援や取組について伺いたい。

令和5年度、当市の不登校の児童生徒数は、小学校36名、中学校112名、計148名であり、前年度と比較すると、小学校で12名、中学校で40名、合計で52名の増加となっております。市内小・中学校においては、現に不登校の状態にある児童生徒への対応の他、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりに、一人一人に寄り添いながら取り組んでいるところであります。また、むつ市教育相談室において、児童生徒とその保護者を対象にした教育相談や、学校になじめない児童生徒に対する支援を充実させており、今年度は前年度の同時期と比較し、2倍以上の利用となっております。加えて、今年度より学校や教育相談室に足が向かない児童生徒を対象に、メタバースを活用した不登校支援を行っており、現在41名の児童生徒が登録し、メタバース上で授業等の教育支援を受けております。教育委員会といたしましても、今後も、学校と連携しながら、不登校の児童生徒を含め、多様な学びの場を提供できるよう取組を進めてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

(再質問) COCOLOプランの目的や内容について教えていただきたい。

COCOLOプラン、「学びの多様化学校」の設置等が提言されており、「不登校特例校」と呼ばれることもあります。これは、通常の教育課程によらない教育をすることができる制度となります。当教育委員会でも、他の自治体が設置している「学びの多様化学校」について情報収集を進めておりますので、御理解を賜りたいと存じます。また、加えて、市内の各学校において「校内支援

センター」を立ち上げ、不登校の子どもたちにチームとして対応しているという事例もあります。このような特別な事例についても情報収集しながら、今現在行われていることも支援していきたいと考えております。

2. 議案審議 12月10日（火）

教育委員会関係

議案第104号 令和6年度むつ市一般会計補正予算

むつ市子ども夢育成基金事業の増額補正、地域文化・スポーツクラブ推進事業に係る歳入の増額補正、大畑地区公民館改修事業の令和7年度への繰越、各種人件費の増額補正を計上。

⇒12月10日（火） 原案可決

3. 付託議案審議 12月19日（木）

教育委員会関係

議案第84号 むつ市学校設置条例の一部を改正する条例

⇒12月19日（木） 原案可決

4. 所管事務調査 12月10日（火）

総務教育常任委員会

調査事項①:(仮称)むつ市防災食育センターの概要説明について

調査事項②:市内小中学校の廃校の状況について

①(仮称)むつ市防災食育センターの概要説明について

【現状】

本体工事につきましては、令和5年6月議会を経ての本契約以後、大きなトラブルも無く順調に進捗しております。11月末時点での出来高見込みは75%程度で、建設地付近の道路からは建物の姿がはっきりと見える状態であります。今後の工事予定としては塗装や内装工事、厨房機器をはじめとする機械設備の据付、外構工事等が主な工事内容であり、工事の完成は令和7年2月中旬を見込んでおります。その後、年度末にかけて机やイスといった什器備品、食器や包丁等のソフト部分の搬入、整備を行い、来年4月からの給食提供開始となります。

次に、運用面についてであります。令和6年9月13日付けで、一般財団法人むつ市教育福祉振興会を相手方とし、開業支援業務及び令和7年度から令和9年度までの3箇年に及ぶ学校給食調理等業務委託を一者随意契約により総額6億3,560万8,000円で締結しております。なお、調理等業務には給食調理のほか各給食受配校までの配送及び回収、一定数以上の学級を有する学校においては配膳作業を含んだ委託契約を締結しております。

また、現在、正職員の調理師を4名、市会計年度任用調理員を35名通年雇用しているところであり、令和7年度からは、正職員の調理師及び、一部の会計年度任用調理員は、自校式として残る第三田名部小学校か市直営である西通学校給食センターへ配置（任用）する予定となっております。

市の任用とならない会計年度任用職員につきましては、新センターの稼働により一方的に雇用の可能性が閉ざされることが無いよう、就労を希望する場合、優先的な雇用について配慮を行うよう調理等業務委託仕様書において、定めております。

去る11月23日には、受託者側で市会計年度任用調理員及び給食作業員のみを対象とした就職説明会を先行開催したところであり、25名の方が参加されたと伺っております。

【問題点】

建設工事は順調に進捗しており、今後の工事の大半が建物内部の作業になることから天候の影響も受けにくく、大きな問題は生じないものと認識しております。次に、調理等業務委託につきましては、建物完成及び器具類の設置完了から、4月上旬の提供開始まで、現地での実際に準備できる日数が極めて少ないことから、オペレーションの十分な検討と構築を事前に想定で行う必要があるものと考えております。加えて、受配校となる各学校との調整についても、配送、配膳と新たな内容になることから、十分な検討、協議が必要であると考えております。

また、新センター稼働に伴う問題として、これまで各校や共同調理場で異なる献立であったものが、センターの1献立になるため、食材発注先について十分な配慮が必要と考えております。

【対応策】

調理等業務における、工事完了から開始までの日数が短いことにつきましては、開業スケジュールを考慮する過程において想定されていた事項であり、これを踏まえて令和7年度からの調理等業務委託だけでなく開業支援業務委託を契約したところです。このことにより受託者が有する専門性や経験を存分に発揮して頂き、オペレーション構築はもちろん、学校との十分な調整を図っております。

食材発注につきましては、新センターの稼働によってこれまでの市内食材納入事業者の納入機会が著しく損なわれることのないように、献立作成及び発注業務を行う県費負担の栄養教諭に対して、十分な配慮を求めてまいります。しかし、事業者によっては配送距離が伸びること、複数者から同じ材料を仕入れる場合でも、品質を保つため納入規格の基準を遵守して頂くこと、発注事務が過剰な負荷とならないように最低納入量が設定される可能性があること等、円滑な学校給食運営のためには関係者の皆様にも変化に対応して頂く必要があるものと考えております。

②市内小中学校の廃校の状況について

【現状】

令和6年12月時点で、教育委員会が所管している廃校はむつ地区が5校、川内地区が6校、大畑地区が4校、脇野沢地区が3校の合計18校となっており、解体実績といたしましては、平成24年に旧中野沢小学校の校舎、平成30年に旧戸沢小学校と、令和2年に旧関根中学校の校舎及び屋内運動場がございます。

活用状況につきましては、屋内運動場の貸出や、市所有用品等の保管のほか、地域で利用している例がございます。

また今後において、地域での利用を検討している施設もございます。

【問題点】

廃校となってから相当年数が経過し、老朽化が著しい建物が多く、一部地域での利活用はありますが、新たに活用したいという要望はありません。

利用されていない校舎の多くは木造で、再度活用するには大規模な改修が必要となります。さらに、耐震診断の実施や消防法等の規制に対応した設備等の設置が必要となり費用対効果が見込めない状況にあります。

また解体工事を着手する場合には、多大な費用を要する上に、補助制度もないため、費用の捻出が困難となっております。

【対応策】

対応策といたしましては、むつ市有財産利活用民間提案制度の活用のほか、市民からの提案等による活用方法の検討をしております。

また、利用が見込めないものにつきましては、優先順位をつけ解体を視野に進めてまいります。